

株 主 各 位

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
愛知時計電機株式会社
取締役社長 神 田 廣 一

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所（3階第5会議室） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | | 取締役10名選任の件 |
| 第5号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第6号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第7号議案 | | 取締役賞与の支給の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aichitokei.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き大胆な金融政策と機動的な財政政策を中心とした、政府の積極的な経済政策の推進により、雇用・所得環境が若干改善の兆しをみせました。また、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、企業業績も堅調に推移し、経済全体は緩やかな回復基調が続きました。もっとも、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速によって輸出が弱含み、また個人消費及び民間設備投資については回復に遅れがみられるようになりました。

世界経済につきましても、原油価格が前年度に続き下落傾向を辿り、資源価格全体は弱含みとなり、また中国経済の成長速度が減速したことから、新興国の経済は予想以上に苦戦しました。一方、米国及びヨーロッパの経済は緩やかな回復基調となっています。

当社グループを取り巻く事業環境は、プロパンガスメーターの需要回復サイクルは予想通り堅調に推移しているものの、新設住宅着工数、建設工事受注は年度後半に入り弱含みとなりました。民間設備投資に関しても、全体としてはなお堅調ですが、当社の事業分野に関わる新規投資の動きは鈍く、なお価格面での競争は緩和されておりません。

このような経営環境のもと、当社グループは平成27年5月に新たに策定いたしました「新中期経営計画2017」における基本戦略に従い、基盤事業であるガス・水道メーターでの収益性の改善、民需センサー・システム分野での優位性を見極めた市場戦略、グローバル市場への更なる拡大、経営力の強化といった重点施策の取り組みを進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、家庭用プロパンガスメーターの需要回復、計装分野における大口物件の増加、海外向けの流量センサーの販売好調などのプラス要因と、水道関連機器の輸出の落ち込みなどのマイナス要因により、売上高は、前期比0.5%増収の417億8千2百万円となりました。利益面につきましては、家庭用プロパンガスメーターなど増収による効果や、水道メーター選別受注による採算性の向上に加え、販売費及び一般管理費の減少等により、営業利益は、前期比23.2%増益の17億9千8百万円となりました。

しかしながら、円高の進行により、為替差損が発生したことなどから、経常利益は、前期比0.4%減益の19億3千4百万円にとどまりました。特別損益につきましては、固定資産売却益を2億5千万円、減損損失を8千5百万円計上しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、税負担の軽減もあり、前期比21.7%増益の14億1千1百万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

(計測器関連事業)

売上高は、前期比0.5%増の417億1百万円となりました。各分野別の状況は次のとおりであります。

ガス関連機器

都市ガス関連機器は、主力のガスメーターが需要下降期のため、その周辺機器は堅調に推移したものの、前期を若干下回りました。一方、LPガス関連機器の売上高は、需要サイクルがボトム期から上昇期に転じたため、前期を大きく上回りました。この結果、売上高は前期比5.5%増の191億7千万円となりました。

水道関連機器

国内市場は、価格競争激化による収益性を確保するため、選別受注を押し進めたことから、減収となりました。また、成長分野として注力しております海外市場は、新規市場開拓の面では一定の成果は上がったものの、既存市場が減収となり、その結果、売上高は前期比7.5%減の150億7百万円にとどまりました。

民需センサー・システム

当社のコア技術を活かした電磁流量計や超音波流量計を中心とした液体・気体の各種センサーとシステムを結びつけ、工場における省エネ・省資源管理や、環境対策に向けて拡販を進めました。国内市場の環境は依然厳しい状況が続いておりますが、医療機器用流量センサーの海外市場への展開を積極的に取り組んだこと等が奏功し、売上高は前期比5.2%増の23億8千万円となりました。

計 装

入札における価格面での競争は依然厳しい状況が続いております。そうした中で、大口物件の確保により受注拡大を図るべく、営業体制の充実、提案力・施工能力の強化などを推し進めてまいりました。こうした地道な施策の継続により、売上高は前期比5.7%増の51億4千3百万円となりました。

(特機関連事業)

特 機

売上高は、前期比1千3百万円増収の8千1百万円となりました。

事業部門別売上高

(単位 百万円)

		第92期 (27年3月期)	第93期 (当連結会計年度)	前 期 比	
				増減額	増減率(%)
計測器 関連 事業	ガ ス 関 連 機 器	18,170	19,170	999	5.5
	水 道 関 連 機 器	16,217	15,007	△ 1,210	△ 7.5
	民需センサー・システム	2,262	2,380	118	5.2
	計 装	4,864	5,143	279	5.7
	計	41,514	41,701	187	0.5
特機 関連 事業	特 機	67	81	13	20.3
合 計		41,581	41,782	201	0.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資総額は24億7百万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

岡崎工場 ガスメーター生産設備

本社工場 水道メーター生産設備

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

	第90期 (25年3月期)	第91期 (26年3月期)	第92期 (27年3月期)	第93期 (当連結会計年度)
売 上 高	44,566	43,154	41,581	41,782
経 常 利 益	2,638	2,565	1,942	1,934
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,717	1,625	1,159	1,411
1株当たり当期純利益	36円44銭	31円66銭	22円58銭	27円47銭
総 資 産	43,787	43,597	43,645	46,175
純 資 産	20,103	20,008	21,659	21,956

(4) 対処すべき課題

今後の経済動向・事業環境につきましては、次のように考えております。

国内景気は雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の下支え効果もあり、緩やかな回復に向かうものと期待されます。それに対して海外経済は、米国の金融政策の正常化が進む中で、中国を始めとする新興国等の景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向、地政学的な不確実性等がリスクとして指摘されており、為替が円高へと向かう可能性も高まっております。そのため、今後の経済情勢には慎重に留意していく必要があります。

当社グループの事業環境につきましては、プロパンガスメーターの需要サイクルは回復基調が続くことが予想されますが、水道メーターの市場では価格競争が拡大する傾向であり、国内市場は、なお厳しい状況が継続するものとみられます。また、海外市場においても、参入には時間がかかる分野が多く、当社グループ全体の成長を実現するには、「新中期経営計画2017」最終年度の目標達成に向けた中期的な取り組みを継続する必要があると認識しております。

当社グループといたしましては、こうした不透明な経営環境の中で、当社の基盤事業であるガス・水道分野での収益向上や、成長分野である、民需センサー・システム事業での優位性を見極めた市場戦略の展開、グローバル市場への更なるチャレンジ、長期、短期の両面を見据えての新市場開拓などを推進していく所存です。また、従来から取り組んでいるコストダウンのための諸施策の継続に加えて、全社的な固定費削減などスリム化も進め、利益体質の強化を図ります。

さらに、企業としての社会的責任を果たすべく、引き続きコンプライアンス活動の強化とその徹底を行い、また、企業経営の透明性維持と適時・的確な情報開示に努めるとともに、内部統制の強化を図り、企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上のため、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けて努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
(株) アイセイテック	460 百万円	63.5 %	ガス関連機器及び水道関連機器の製造
アイチ梱包運輸(株)	20	100.0	物品の荷造梱包及び運送業務
ガーベラ精工 ベトナム有限会社	373	100.0	水道関連機器部品の製造
大連愛知時計科 技有限会社	301	100.0	水道関連機器の製造
アイチ木曾岬精工(株)	90	100.0	水道関連機器部品の製造
愛知時計電機 ベトナム有限会社	1,194	100.0	ガス関連機器及び水道関連機器部品の製造

② 企業結合の成果

上記の6社を含めた当連結会計年度の連結売上高は417億8千2百万円、また、親会社株主に帰属する当期純利益は14億1千1百万円であります。

(6) 主要な事業内容

ガス関連機器、水道関連機器、民需センサー・システム、計装、特機の製造・販売

(7) 主要な営業所、事業所及び工場

① 当社

支店	営業所	生産拠点等
東京支店	高松営業所	本社工場（名古屋市）
大阪支店	金沢営業所	岡崎工場
名古屋支店	広島営業所	北海道工場（札幌市）
福岡支店	釧路営業所	仙台工場
札幌支店	青森営業所	九州工場（福岡市）
仙台支店	静岡営業所	
	横浜営業所	
	千葉営業所	
	盛岡営業所	
	鹿児島営業所	
	大宮営業所	
	岡山営業所	

② 主要な子会社

会社名	本社所在地	事業所
(株)アイセイテック	愛媛県今治市	本社、工場
アイチ梱包運輸(株)	愛知県名古屋	本社
ガーベラ精工ベトナム有限会社	ベトナム・ハイフォン市	本社、工場
大連愛知時計科技有限会社	中国・大連市	本社、工場
アイチ木曾岬精工(株)	三重県木曾岬町	本社、工場
愛知時計電機ベトナム有限会社	ベトナム・ハイフォン市	本社、工場（稼働準備中）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,728 名	△42 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,251 名	45 名	42.9 歳	14.0 年

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
(株)みずほ銀行	2,646 百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	1,846
三井住友信託銀行(株)	1,011

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年10月1日をもって、連結子会社であるアイレックス株式会社を、吸収合併いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 144,000,000株
- ② 発行済株式の総数 51,400,000株（うち自己株式 110,752株）
- ③ 株主数 3,946名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本生命保険(株)	3,858,080	7.5
御法川法男	3,653,000	7.1
(株)みずほ銀行	2,380,500	4.6
(株)三菱東京UFJ銀行	2,312,000	4.5
東邦瓦斯(株)	2,306,240	4.5
愛知時計電機共栄会	2,017,000	3.9
明治安田生命保険(株)	2,012,000	3.9
三井住友信託銀行(株)	1,782,000	3.5
みずほ信託銀行(株)	1,642,000	3.2
日本車輛製造(株)	1,600,000	3.1

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（110,752株）を控除して算出しております。
2. 当社は、株式会社みずほ銀行の完全親会社である、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式3,466,100株（出資比率0.01%）を所有しております。また、普通株式1,020,000株（出資比率0.00%）を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。
3. 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の完全親会社である、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式216,780株（出資比率0.00%）を所有しております。また、普通株式1,691,360株（出資比率0.01%）を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社取締役及び監査役が保有している新株予約権等の状況

割当の対象者	名称	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役は除く)	第1回 新株予約権	1株につき 1円	平成23年8月20日から 平成43年8月19日まで	68個	6名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第1回 新株予約権	1株につき 1円	平成23年8月20日から 平成43年8月19日まで	9個	2名
取締役 (社外取締役は除く)	第2回 新株予約権	1株につき 1円	平成24年8月10日から 平成44年8月9日まで	72個	6名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第2回 新株予約権	1株につき 1円	平成24年8月10日から 平成44年8月9日まで	9個	2名
取締役 (社外取締役は除く)	第3回 新株予約権	1株につき 1円	平成25年8月21日から 平成45年8月20日まで	93個	7名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第3回 新株予約権	1株につき 1円	平成25年8月21日から 平成45年8月20日まで	11個	2名
取締役 (社外取締役は除く)	第4回 新株予約権	1株につき 1円	平成26年8月13日から 平成46年8月12日まで	97個	8名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第4回 新株予約権	1株につき 1円	平成26年8月13日から 平成46年8月12日まで	9個	2名
取締役 (社外取締役は除く)	第5回 新株予約権	1株につき 1円	平成27年8月19日から 平成47年8月18日まで	71個	8名
監査役 (非常勤監査役は除く)	第5回 新株予約権	1株につき 1円	平成27年8月19日から 平成47年8月18日まで	7個	2名

(注) 当社は、役員報酬制度改定の一環として役員報酬体系の見直しを行い、平成23年5月9日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を平成23年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。以降、取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役(社外取締役を除く。)については年額30万円以内、監査役(非常勤監査役を除く。)については年額50万円以内として、取締役及び監査役に付与することをご承認いただいております。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成23年6月29日開催の第88回定時株主総会において、新株予約権を株式報酬型ストック・オプションとして取締役8名及び監査役2名に対し、下記のとおり付与することを決議しております。

なお、当該新株予約権は、従来の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、その代替としてご承認いただいたものであります。

- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
取締役に対しては当社普通株式190,000株を、監査役（非常勤監査役を除く。）に対しては当社普通株式30,000株を、各事業年度に係わる定時株主総会開催日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。
- ② 新株予約権の総数
取締役に対して190個、監査役（非常勤監査役を除く。）に対して30個を、各事業年度に係わる定時株主総会開催日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。当該各新株予約権1個当たりの目的である株式数は1,000株とする。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から20年間とする。

(注) 上記に基づき、平成27年7月30日開催の取締役会において、下記事項を決議いたしました。

1. 新株予約権の数
78個
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 78,000株
3. 新株予約権の割当日
平成27年8月18日
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成27年8月19日から平成47年8月18日まで
5. 新株予約権の払込金額
各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、割当を受ける者が当社に対して有する報酬債権をもって相殺するため、払込金額の払込みを要しない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
鈴木 登	代表取締役 取締役会長	学校法人中部大学理事長 付特任教授 リンナイ(株)社外取締役 富士機械製造(株)社外取締役 岡谷鋼機(株)取締役社長 オークマ(株)社外取締役 名古屋鉄道(株)社外監査役 東邦瓦斯(株)取締役会長 (株)大垣共立銀行社外監査役 東海旅客鉄道(株)社外取締役 ユニグループ・ホールディングス(株)社外取締役
神田 廣一	代表取締役 取締役社長	
中邨 知成	取締役 (生産担当)	
大西 和光	取締役 (営業担当)	
杉野 和記	取締役 (管理担当) (管理本部長)	
高須 宏之	取締役 (技術担当)	
松原 秀式	取締役 (営業本部長)	
星加 俊之	取締役 (生産本部長) (兼ガス機器製造部長)	
松井 信行	取締役	
多羅尾 洋	常勤監査役	
佐藤 二三夫	常勤監査役	
岡谷 篤一	監査役	
佐伯 卓	監査役	

- (注) 1. 平成27年6月24日開催の株主総会において、星加俊之及び松井信行の各氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役小野田晋也氏は、平成27年6月24日任期満了により退任いたしました。
3. 取締役のうち、松井信行氏は社外取締役であります。
4. 監査役のうち、多羅尾洋、岡谷篤一及び佐伯卓の各氏は、社外監査役であります。松井信行、多羅尾洋、岡谷篤一及び佐伯卓の各氏につきましては東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役10名（うち退任済み1名）	209,265千円
（うち社外取締役1名）	4,503千円
監査役4名	46,593千円
（うち社外監査役3名）	29,637千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月29日株主総会において年額190,000千円以内と承認いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月29日株主総会において年額60,000千円以内と承認いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、第93回定時株主総会において決議予定の、当事業年度に係る取締役賞与の支払に対する引当金繰入額（取締役8名に対し24,000千円）が含まれております。
5. 上記報酬等の額には、平成27年7月30日開催の取締役会の決議により、平成27年8月18日付で、ストック・オプションとして取締役8名、監査役2名に付与した新株予約権21,762千円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	当社との関係
松井 信行	学校法人中部大学 理事長付特任教授	学校法人中部大学と当社との間には、特別の関係はありません。
	リンナイ株式会社 社外取締役	リンナイ株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
	富士機械製造株式会社 社外取締役	富士機械製造株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
岡谷 篤一	岡谷鋼機株式会社 取締役社長	岡谷鋼機株式会社と当社とは、材料・商品の仕入、製品の販売等の取引があります。
	オークマ株式会社 社外取締役	オークマ株式会社と当社とは、製品の販売等の取引があります。
	名古屋鉄道株式会社 社外監査役	名古屋鉄道株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
佐伯 卓	東邦瓦斯株式会社 取締役会長	東邦瓦斯株式会社と当社とは、製品の販売、商品の仕入等の取引があります。
	株式会社大垣共立銀行 社外監査役	株式会社大垣共立銀行と当社とは、預金、融資の銀行取引があります。
	東海旅客鉄道株式会社 社外取締役	東海旅客鉄道株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
	ユニーグループ・ホールディングス 株式会社社外取締役	ユニーグループ・ホールディングス株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
松 井 信 行	就任後に開催された取締役会の全てに出席し、議案審議に関連して、学識者として培われた高い見識に基づき、適宜発言を行いました。
多 羅 尾 洋	取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案審議に関連して、経営の透明性確保と経営監視、監査機能を高めるための必要な助言・提言を行いました。また、常勤監査役として社内の重要会議への出席、事業所往査等を行い、助言・提言を行いました。
岡 谷 篤 一	取締役会の70%、監査役会の67%に出席し、必要に応じ、取締役の業務執行の適正性の確保及び経営の透明性確保と経営監視、並びに監査機能の充実のための助言・提言を行いました。
佐 伯 卓	取締役会の60%、監査役会の67%に出席し、必要に応じ、取締役の業務執行の適正性の確保及び経営の透明性確保と経営監視、並びに監査機能の充実のための助言・提言を行いました。

④ 責任限定契約の内容の概要

各社外役員は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	29,500千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、執行部門から「他社との比較、及び前期と当期との監査工数の比較により、監査報酬案を決定した。」との説明を受け、過去5年間の監査報酬と監査計画及び実績時間の推移、前期の監査実績と当期の監査計画の検討を踏まえ、当期の会計監査報酬は妥当であるとして、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、「信頼・創造・奉仕」の企業理念のもとで、事業を健全かつ持続的に発展させるために、内部統制の整備・運用が経営上の重要課題であると考え、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法の規定に従い、次の通り「内部統制システムの基本方針」を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの全ての役員及び従業員が「企業行動憲章」に定めた行動規範により、市民社会の一員として行動します。
- (2) 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのコンプライアンス活動を推進します。
- (3) 当社グループの「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、定期的な教育・研修によりコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- (4) グループ各社も対象とする「倫理ヘルプライン規程」に基づき、通報者の保護を徹底した内部通報窓口を設置し、法令遵守及び企業倫理に関する情報の早期把握・解決を図ります。また、内部通報者に不利益が生じないことを確保します。
- (5) 内部監査室が、コンプライアンスを含む内部統制の整備・運用状況を監査します。
- (6) 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、本項に準じて業務の適正を確保する体制とします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会、経営会議その他の重要な会議の記録、稟議書等の決裁記録など、取締役の職務の執行に係る情報を、「機密文書等管理規程」に則り記録・保存・管理します。
- (2) 取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記の情報を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき、当社グループに係るリスクを総合的に識別、評価します。
- (2) 重要なリスクについて計画的に対策を実施し、「リスク管理委員会」で進捗状況を管理します。

- (3) 経営に重大な影響を及ぼす危機が発生し、または発生する恐れが生じた場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速な有事対応を図ります。
 - (4) 内部監査室が、全社のリスク管理の状況を監査します。
 - (5) 上記(1)～(4)のリスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会を原則月一回開催し、経営上の重要な意思決定かつ業務執行の監督・監視を行い、その決定に基づく業務執行は執行役員（兼務取締役含む。）が、分担業務を責任及び権限をもって執行します。
 - (2) 各業務執行ラインは、「中期経営計画」及び「年次計画・年次予算」に基づき、目標設定を行い、目標達成のために活動します。また、執行状況を執行会議等で把握し、適切な管理を行います。
 - (3) 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「委員会規程」等により、職責及び組織の役割、機能、権限を明確にし、適切な役割分担と連携により職務を遂行します。
 - (4) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ経営を適正かつ効率的に運営します。
5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関連事業室を子会社及び関連会社管理の担当部門とし、「グループ会社管理規程」に基づき、親子会社間の公正な取引を担保する体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等について、企業グループ一体のものとして整備・運用します。
 - (2) 子会社の経営の重要な事項に関しては、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の承認または当社への報告を求め、業務の適正性を確認します。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 取締役を委員長とする「内部統制評価委員会」を設置し、「内部統制評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び是正を行います。
 - (2) 委員長は、評価経過及び評価結果を、適時、経営会議に報告します。
7. 監査役の補助使用人に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助する部署として、監査役会の下に「監査役室」を設置し、監査役スタッフを配置します。

8. 監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項
- (1) 監査役補助業務の独立性を確保するため、監査役スタッフの人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとします。
 - (2) 業務執行に係わる担当者が「監査役室」を兼務する場合、もしくは内部監査部門、内部統制部門の担当者が監査役の指示により補助業務を行う場合にあつては、業務執行系列の指揮命令権は、当該監査役補助業務には及ばないものとします。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び部門長は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び従業員の法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
 - (2) 内部監査室の監査報告、内部通報制度における通報事項について、都度、監査役に報告するものとします。
 - (3) 取締役及び部門長は、経営会議、執行会議等の主要会議において、または業務報告等の主要報告書により、監査役に対し当社及びその子会社の経営上及び執行上の重要事項を報告するものとします。
 - (4) 当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役と監査役との意思疎通を図るため、意見交換、情報交換を適時に実施します。
 - (2) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図ることができる環境を確保・整備します。
 - (3) 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組みます。また、関係機関等からの情報収集に努め、近隣警察、顧問弁護士等と緊密に連携し、適切に対処し反社会的勢力の排除に取り組みます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制；

当社では「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度では4回開催しました。

当該委員会では、コンプライアンスに関する教育研修計画、社内意識調査（アンケート）を策定し、従業員のコンプライアンス意識向上、社内のコンプライアンス活動推進に努めました。

さらに全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に行動できるように「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、各部門長、各職場推進者を通して周知徹底を図りました。

一方、グループ会社を含む、社内内部通報制度を構築しており、早期に問題事案の対応を図るよう、努めております。

(2) 内部監査体制；

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインから独立した内部監査室を設置しております。

内部監査室は、本社、支店・営業所、子会社・関連会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しました。

当事業年度においては、2支店、5営業所、子会社3社を往査しました。

また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と常に連絡、調整し、監査の効率的な実施に努めました。

(3) リスク管理体制；

当社は、当社及びグループ会社が被る損失または不利益を最小限とするために、「リスク管理委員会」、「防災委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

平常時におけるリスク管理として、「リスク管理委員会」は、当社グループの業務執行に関する各種リスクについて、情報収集、分析及び評価を行っております。当事業年度においては、4回開催し、工場建物の耐震化、海外出張者のリスク対応、機密情報管理・漏洩対策等を策定いたしました。

一方、「防災委員会」は、災害備蓄品確保、実地訓練、教育・啓発活動の実施により、災害時のリスク軽減、リスク発生の防止を推進することとしており、その一環として、当事業年度においては、当社国内事業所間での、社員安否確認システムの訓練を、また本社工場にて避難訓練を実施いたしました。

(4) 効率的職務執行体制；

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役9名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。「取締役会規則」の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認、及び対策の協議、検討を行うなど、機動的に対応しております。当事業年度においては、取締役会を10回開催いたしました。

(5) 子会社管理体制；

当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、子会社に必要とされる承認事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

(6) 財務報告に係わる内部統制；

当社は「内部統制評価規程」に基づき、「内部統制評価委員会」を開催しており、当事業年度中に5回開催いたしました。同委員会は財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用状況について厳格な評価を実施しております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、通常の業務監査、財務報告に係る内部統制評価を実施しております。

(7) 監査役監査の実効性確保体制；

監査役は、取締役会、経営会議、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席し、また、稟議書等の決裁書類や業務報告等の閲覧により、業務執行の意思決定の状況や内部統制の状況を確認しております。

また、監査役は、当社事業所及びグループ会社への往査や、代表取締役、内部監査室その他の執行部門との情報交換、意見交換により監査の実効性向上を図っております。

さらに、内部監査結果、内部通報の内容についても都度、監査役に報告される体制となっております。

監査役スタッフとしては、「監査役室」に兼務者1名を配置するほか、管理本部等の執行部門が監査役の要請に応じて調査、報告を行っております。

8. 会社の支配に関する基本的な考え方

現在のところ、当社株式の大量買付に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組みを、あらかじめ定めてはおりません。

ただし、株主各位から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成するほか、株式の大量取得を企図する者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。

買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,845,018	流 動 負 債	18,519,413
現金及び預金	7,307,264	支払手形及び買掛金	4,221,028
受取手形及び売掛金	12,193,930	電子記録債務	3,039,907
有価証券	58,324	短期借入金	2,739,000
製品	1,162,836	1年内返済予定の長期借入金	5,402,700
仕掛品	6,291,934	リース債務	111,650
原材料及び貯蔵品	236,141	未払法人税等	492,893
繰延税金資産	446,264	役員賞与引当金	24,000
その他	149,841	その他	2,488,234
貸倒引当金	△ 1,520	固 定 負 債	5,699,644
固 定 資 産	18,330,596	長期借入金	55,000
有 形 固 定 資 産	8,336,348	リース債務	205,817
建物及び構築物	4,038,042	退職給付に係る負債	5,314,489
機械装置及び運搬具	1,429,744	資産除去債務	5,534
土地	1,430,660	その他	118,803
リース資産	247,630	負 債 合 計	24,219,058
建設仮勘定	884,560	純 資 産 の 部	
その他	305,710	株 主 資 本	20,364,283
無 形 固 定 資 産	70,103	資本金	3,218,158
リース資産	49,410	資本剰余金	311,932
その他	20,693	利益剰余金	16,868,577
投 資 そ の 他 の 資 産	9,924,144	自己株式	△ 34,384
投資有価証券	7,837,680	その他の包括利益累計額	1,256,305
長期貸付金	15,227	その他有価証券評価差額金	2,954,774
退職給付に係る資産	361,294	為替換算調整勘定	202,064
繰延税金資産	777,559	退職給付に係る調整累計額	△ 1,900,533
その他	955,127	新 株 予 約 権	96,627
貸倒引当金	△ 22,745	非 支 配 株 主 持 分	239,340
資 産 合 計	46,175,615	純 資 産 合 計	21,956,556
		負 債 純 資 産 合 計	46,175,615

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位 千円）

科 目	金 額	
売 上 高		41,782,923
売 上 原 価		31,891,369
売 上 総 利 益		9,891,553
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,093,106
営 業 利 益		1,798,446
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	171,294	
そ の 他 の 収 益	124,824	296,118
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	75,089	
そ の 他 の 費 用	85,301	160,391
経 常 利 益		1,934,173
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	250,395	250,395
特 別 損 失		
減 損 損 失	85,474	85,474
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,099,094
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		577,644
法 人 税 等 調 整 額		97,299
当 期 純 利 益		1,424,150
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		12,822
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,411,327

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,218,158	311,932	15,972,936	△ 8,672	19,494,354
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 513,796		△ 513,796
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,411,327		1,411,327
自己株式の取得				△ 31,969	△ 31,969
自己株式の処分		△ 1,890		6,257	4,367
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,890	△ 1,890		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	895,640	△ 25,711	869,929
当 期 末 残 高	3,218,158	311,932	16,868,577	△ 34,384	20,364,283

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係 る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	3,374,507	222,376	△1,740,575	1,856,308	79,210	229,718	21,659,592
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 513,796
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,411,327
自己株式の取得							△ 31,969
自己株式の処分							4,367
利益剰余金から 資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 419,733	△ 20,312	△ 159,958	△ 600,003	17,417	9,622	△ 572,964
当期変動額合計	△ 419,733	△ 20,312	△ 159,958	△ 600,003	17,417	9,622	296,964
当 期 末 残 高	2,954,774	202,064	△1,900,533	1,256,305	96,627	239,340	21,956,556

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数…6社

連結子会社の名称…㈱アイセイテック、アイチ梱包運輸㈱

ガーベラ精工ベトナム有限会社、大連愛知時計科技有限公司

アイチ木曾岬精工㈱、愛知時計電機ベトナム有限会社

なお、平成27年10月1日付で前連結会計年度において連結子会社であったアイレックス㈱を吸収合併しております。

(2) 非連結子会社の数…2社

非連結子会社の名称…アイテックス㈱、鳥生工業㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(アイテックス㈱、鳥生工業㈱)及び関連会社(愛知システムサービス㈱、台湾愛知儀錶科技股份有限公司)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ガーベラ精工ベトナム有限会社、大連愛知時計科技有限公司及び愛知時計電機ベトナム有限会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの…移動平均法による原価法

②たな卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

金利スワップについて特例処理を行っております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払費用」（当連結会計年度 1,789,044千円）については、連結財務諸表規則の規定により作成する連結財務諸表との整合性を図るため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、流動資産に計上している繰延税金資産の金額が19,497千円、固定資産に計上している繰延税金資産の金額が38,480千円それぞれ減少し、法人税等調整額が74,587千円、その他有価証券評価差額金が59,055千円それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が42,446千円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券 3,785,413千円

上記に対応する債務

短期借入金 210,000千円

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） 367,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

18,900,699千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (千株)	増加株式数 (千株)	減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式	普通株式	51,400	—	—	51,400
自己株式(注)1, 2	普通株式	30	101	22	110

(注)1. 自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加100千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

2. 自己株式の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	256,846	5	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日
平成27年11月4日 取締役会	普通株式	256,950	5	平成27年 9月30日	平成27年 11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成28年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 256,446千円
 - ② 1株当たりの配当額 5円
 - ③ 基準日 平成28年3月31日
 - ④ 効力発生日 平成28年6月27日
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 446,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金や安全性の高い債券等に限定し、資金調達については信頼性の高い銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する当社内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理は内部規定に基づき経理部内の各担当において相互牽制と、チェック・監査を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
	千円	千円	千円
(1) 現金及び預金	7,328,229	7,328,229	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,193,930	12,193,930	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	210,000	210,309	309
その他有価証券	7,191,520	7,191,520	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,221,028)	(4,221,028)	—
(5) 電子記録債務	(3,039,907)	(3,039,907)	—
(6) 短期借入金	(2,739,000)	(2,739,000)	—
(7) 未払法人税等	(492,893)	(492,893)	—
(8) 長期借入金 (※2)	(5,457,700)	(5,466,774)	9,074
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式及び証券投資信託は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

2. 非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額127,535千円)及び非上場株式(その他有価証券 連結貸借対照表計上額366,950千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	421円54銭
2. 1株当たり当期純利益	27円47銭

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,872,976	流 動 負 債	18,523,607
現金及び預金	4,978,929	支払手形	1,021,157
受取手形	3,415,240	買掛金	3,506,947
売掛金	8,750,388	電子記録債権	3,039,907
有価証券	7,928	短期借入金	2,739,000
製品	1,162,836	1年内返済予定の長期借入金	5,402,700
仕掛品	6,076,779	リース債権	111,650
原材料及び貯蔵品	210,125	未払金	179,668
繰延税金資産	401,855	未払費用	1,721,786
その他	870,412	未払法人税等	431,425
貸倒引当金	△ 1,520	役員賞与引当金	24,000
		預り金	1,233
		設備関係支払手形	291,171
		その他	52,959
固 定 資 産	19,581,046	固 定 負 債	4,664,515
有 形 固 定 資 産	6,533,684	長期借入金	55,000
建物	3,628,426	リース債権	205,817
構築物	184,593	繰延税金負債	69,070
機械及び装置	877,031	退職給付引当金	4,210,289
車両運搬具	6,938	資産除去債務	5,534
工具、器具及び備品	295,930	その他	118,803
土地	1,041,306	負 債 合 計	23,188,123
リース資産	247,630	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	251,827	株 主 資 本	19,214,498
		資本金	3,218,158
		資本剰余金	306,244
		資本準備金	306,244
		利益剰余金	15,724,479
		利益準備金	585,000
		その他利益剰余金	15,139,479
		特別償却準備金	57,502
		固定資産圧縮積立金	426,141
		別途積立金	11,786,000
		繰越利益剰余金	2,869,835
		自己株式	△ 34,384
		評価・換算差額等	2,954,774
		その他有価証券評価差額金	2,954,774
		新 株 予 約 権	96,627
		純 資 産 合 計	22,265,899
資 産 合 計	45,454,023	負 債 純 資 産 合 計	45,454,023

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,396,430
売 上 原 価		31,380,146
売 上 総 利 益		9,016,283
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,474,170
営 業 利 益		1,542,113
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	384,649	
そ の 他 の 収 益	153,495	538,144
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	75,062	
そ の 他 の 費 用	83,461	158,524
経 常 利 益		1,921,733
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	250,395	250,395
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	168,536	168,536
税 引 前 当 期 純 利 益		2,003,592
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		484,000
法 人 税 等 調 整 額		96,372
当 期 純 利 益		1,423,220

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	3,218,158	306,244	—	585,000	70,970	291,200	10,986,000	2,883,775
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					△ 14,586			14,586
特別償却準備金の積立					1,117			△ 1,117
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 10,372		10,372
固定資産圧縮積立金の積立						145,313		△ 145,313
別途積立金の積立							800,000	△ 800,000
剰余金の配当								△ 513,796
当期純利益								1,423,220
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 1,890					
利益剰余金から 資本剰余金への振替			1,890					△ 1,890
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 13,468	134,941	800,000	△ 13,939
当期末残高	3,218,158	306,244	—	585,000	57,502	426,141	11,786,000	2,869,835

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 8,672	18,332,676	3,374,507	3,374,507	79,210	21,786,394
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		—				—
特別償却準備金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△ 513,796				△ 513,796
当期純利益		1,423,220				1,423,220
自己株式の取得	△ 31,969	△ 31,969				△ 31,969
自己株式の処分	6,257	4,367				4,367
利益剰余金から 資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 419,733	△ 419,733	17,417	△ 402,316
当期変動額合計	△ 25,711	881,821	△ 419,733	△ 419,733	17,417	479,505
当期末残高	△ 34,384	19,214,498	2,954,774	2,954,774	96,627	22,265,899

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を行っております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」(当事業年度385,695千円)並びに「投資その他の資産」の「投資不動産」(当事業年度547,151千円)については、財務諸表等規則の規定により作成する財務諸表との整合性を図るため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券

3,785,413千円

上記に対応する債務

短期借入金

210,000千円

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

367,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

17,564,153千円

3. 関係会社に対する短期金銭債権

933,364千円

関係会社に対する短期金銭債務

777,174千円

(貸借対照表に区分表示したものを除く)

4. 取締役、監査役に対する長期金銭債務

101,613千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高

3,125,723千円

売上原価

2,922,426千円

販売費及び一般管理費

874,834千円

営業取引以外の取引

1,226,493千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

110,752株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産	
退職給付引当金	2,016,814千円
その他	1,263,480千円
繰延税金資産小計	3,280,294千円
評価性引当額	△ 223,777千円
繰延税金資産合計	3,056,517千円
2. 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,160,977千円
退職給付信託	△ 731,737千円
その他	△ 831,017千円
繰延税金負債合計	△ 2,723,732千円
繰延税金資産の純額	332,785千円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、流動資産に計上している繰延税金資産の金額が18,024千円、固定負債に計上している繰延税金負債の金額が4,451千円それぞれ減少し、法人税等調整額が72,628千円、その他有価証券評価差額金が59,055千円それぞれ増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	愛知時計電機 ベトナム有限会社	所有 直接100%	資金援助、部品の組立加工	出資	954,985	—	—

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	432円24銭
2. 1株当たり当期純利益	27円71銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

愛知時計電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 圭 祐 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴 久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知時計電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

愛知時計電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 圭 祐 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴 久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、関連事業室を通じて、子会社の取締役会議事録、業務報告、申請書等を閲覧し、また主要な子会社への往査を行い、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、財務報告に係る内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

愛知時計電機株式会社 監査役会

常勤監査役 多羅尾 洋 ㊟

常勤監査役 佐藤 二三夫 ㊟

監査役 岡谷 篤一 ㊟

監査役 佐伯 卓 ㊟

(注) 常勤監査役多羅尾洋、監査役岡谷篤一及び佐伯卓は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第93期の期末配当につきましては、株主各位への安定的な配当の継続を重視し、また当期の業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたしたいと存じます。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及び総額

前期末配当と同額の、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

なお、その配当総額は、256,446,240円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一し、またその投資単位の水準を5万円以上50万円未満とすることを目指しており、その移行期限は平成30年10月までとされています。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して売却し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生ずる日

平成28年10月1日

4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

1,440万株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条第1項を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第6条第2項を変更するものです。

(2) 上記(1)の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である、平成28年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。

なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものとします。

(3) 法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数および単元株式数） 当社の発行可能株式総数は、<u>14,400</u>万株とする。 2. 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条（選 任） 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数および単元株式数） 当社の発行可能株式総数は、<u>1,440</u>万株とする。 2. 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条（選 任） (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条(任 期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第35条(任 期) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができない。</u></p> <p><u>附則</u> <u>第6条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は、効力発生後、これを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役10名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、経営の監視・監督機能の一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	すず き のぼる 鈴木 登 (昭和22年3月29日)	昭和44年3月 当社入社 平成6年4月 当社水道メータ関連事業部副事業部長 平成7年4月 当社計測器供給本部水道関連事業部長 平成11年6月 当社取締役計測器供給本部水道関連事業部長 平成15年6月 当社取締役執行役員計測器供給本部水道関連事業部長 平成17年4月 当社取締役執行役員研究開発本部長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長 平成19年6月 当社取締役社長・社長執行役員 平成25年6月 当社取締役会長(現任)	30,000株
2	かん だ こう いち 神田 廣一 (昭和27年6月7日)	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員ガス関連事業部長兼計測器事業本部副本部長 平成21年6月 当社執行役員経営企画室長 平成22年4月 当社執行役員営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 平成22年10月 当社取締役常務執行役員R&D本部長 平成23年6月 当社常務取締役常務執行役員R&D本部長 平成25年6月 当社取締役社長・社長執行役員(現任)	15,000株
3	なか むら とも なり 中 邨 知成 (昭和25年8月19日)	昭和44年3月 当社入社 平成12年4月 当社企画調整室長 平成16年4月 当社計測器事業本部副本部長 平成17年4月 当社計測器事業本部ガス関連事業部長 平成17年6月 当社執行役員計測器事業本部ガス関連事業部長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員計測器事業本部長 平成20年4月 当社取締役常務執行役員生産本部長 平成21年6月 当社専務取締役専務執行役員生産統括本部長 平成25年6月 当社専務取締役専務執行役員 平成26年6月 当社取締役専務執行役員生産担当(現任)	15,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	おおにし かず みつ 大西和光 (昭和27年5月7日)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社名古屋支店長 平成18年4月 当社東京支店長 平成19年6月 当社執行役員東京支店長 平成21年6月 当社取締役執行役員東京支店長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長 平成25年6月 当社常務取締役常務執行役員 平成25年10月 当社常務取締役常務執行役員営業統括本部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員営業担当(現任)	10,000株
5	すぎの かず き 杉野和記 (昭和33年2月24日)	昭和56年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほ銀行経営企画部参事役 平成14年10月 同行神戸中央支店副支店長 平成18年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ管理部次長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼総務人事本部長、兼秘書室長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長、兼営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 平成24年5月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼総務人事本部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼総務人事本部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員管理担当・管理本部長(現任)	10,000株
6	たかす ひろゆき 高須宏之 (昭和29年7月16日)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社生産技術本部長 平成19年6月 当社執行役員生産技術本部長 平成20年4月 当社執行役員生産本部副本部長 平成21年6月 当社執行役員生産統括本部副統括本部長 平成22年4月 当社執行役員生産統括本部技術本部長 平成23年11月 当社執行役員社長付改革推進担当 平成25年6月 当社取締役常務執行役員技術担当 平成26年6月 当社取締役上席執行役員技術担当(現任)	9,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	まつ ばら ひで のり 松原秀式 (昭和29年3月18日)	昭和53年4月 東邦瓦斯株式会社入社 平成10年4月 同社設備営業部工事センター所長 平成12年4月 同社リビング営業部設備営業センター所長 平成13年4月 同社南部支社笠寺営業所長 平成15年11月 同社リビング営業部営業第二マネージャー 平成17年10月 同社導管部長 平成20年6月 同社執行役員導管部長委嘱 平成22年3月 同社執行役員兼東邦ガステクノ株式会社取締役社長 平成24年6月 株式会社東液供給センター取締役社長 平成26年4月 当社理事営業統括本部長付 平成26年6月 当社取締役上席執行役員営業統括本部長 副統括本部長 平成27年4月 当社取締役上席執行役員営業本部長 (現任)	10,000株
8	ほし か とし ゆき 星加俊之 (昭和30年11月25日)	昭和53年4月 当社入社 平成18年4月 当社名古屋支店長 平成20年6月 当社執行役員大阪支店長 平成23年4月 当社執行役員営業統括本部公共SS営業本部長 平成26年6月 当社上席執行役員生産統括本部副統括本部長兼ガス機器製造部長 平成27年4月 当社上席執行役員生産本部副本部長兼ガス機器製造部長 平成27年6月 当社取締役上席執行役員生産本部長兼ガス機器製造部長(現任)	10,000株
9	まつ い のぶ ゆき 松井信行 (昭和18年5月7日)	昭和43年3月 名古屋工業大学(現国立大学法人名古屋工業大学)大学院工学研究科電気工学専攻修士課程修了 昭和51年7月 東京工業大学(現国立大学法人東京工業大学)工学博士 昭和60年4月 名古屋工業大学工学部教授(電気情報工学科) 平成16年1月 同大学学長 平成22年4月 国立大学法人愛知教育大学監事、愛知県顧問(産業労働部) 平成24年4月 学校法人中部大学理事長付特任教授(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 富士機械製造株式会社 社外取締役 リンナイ株式会社 社外取締役	0株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	はつ どり せい いち 服部 誠一 (昭和26年4月14日)	昭和50年4月 岡谷鋼機株式会社入社 平成9年3月 同社名古屋本店メカトロ部機能部材室長 平成20年5月 同社取締役兼Union Autoparts Manufacturing Co.,Ltd.社長 平成23年5月 同社取締役タイ地区担当兼Union Autoparts Manufacturing Co.,Ltd.社長 平成26年5月 同社取締役名古屋本店副本店長委嘱 平成27年5月 同社顧問兼東海プレス工業株式会社代表取締役社長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 登、神田廣一の両氏は、代表取締役として経営を担う豊富な経験を有しており、引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担うことが期待され、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。
3. 中邨知成、大西和光、杉野和記、高須宏之、松原秀式、星加俊之の各氏は、各部門に関する幅広い経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 松井信行、服部誠一の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 松井信行氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、名古屋工業大学の教授や学長を歴任され、学識者としての高い知識を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 松井信行氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 服部誠一氏は、海外事業会社の経営に携わられた豊富な経験、また、金属、機械商社で培われた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、当社は服部誠一氏が過去に業務執行者であった岡谷鋼機株式会社との間に材料・商品の仕入、製品の販売等の取引があります。
7. 当社は、松井信行氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、本契約を継続する予定であります。
- 当社は、服部誠一氏が社外取締役に選任された場合、当社定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、松井信行、服部誠一の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つき やま むね ひこ 築山宗彦 (昭和32年3月27日)	昭和56年4月 株式会社東海銀行入行 平成18年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行栄町支店長 平成20年4月 同行執行役員栄町支店長 平成21年1月 同行執行役員コンシューマーファイナンス営業部長兼株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ執行役員コンシューマーファイナンス企画部長 平成22年6月 三菱UFJニコス株式会社常務執行役員 平成26年6月 同社退任	10,000株
2	あま た よし たか 天田義孝 (昭和29年12月15日)	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社開発センター副所長 平成18年4月 当社研究開発本部副本部長 平成21年6月 当社執行役員生産統括本部副統括本部長 平成25年4月 当社執行役員R&D本部副本部長 平成26年4月 当社執行役員品質保証本部長 平成27年6月 当社内部監査室長(現任)	6,000株
3	かん だ やすし 神田靖 (昭和28年4月8日)	昭和51年4月 東邦瓦斯株式会社入社 平成5年6月 同社関連事業部事業管理マネジャー 平成8年6月 同社財務部経理マネジャー 平成14年6月 同社南部支社長 平成17年10月 同社東部支社長 平成18年6月 同社執行役員財務部長 平成20年6月 同社取締役常務執行役員 平成21年6月 同社取締役常務執行役員営業本部副本部長 平成22年6月 同社取締役専務執行役員営業本部副本部長 平成23年6月 同社監査役 平成27年6月 東邦不動産株式会社監査役(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 築山宗彦、神田 靖の両氏は、社外監査役候補者であります。

3. 築山宗彦氏は、金融機関における長年の経験を有しており、幅広い知識と経験に基づいた確かな助言と監査を期待できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 天田義孝氏は、当社において、主に開発関連業務に携わり、また、生産関連、品質保証、内部監査等豊富な経験を有していることから、客観的かつ適切な監査を期待できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。
5. 神田 靖氏は、東邦瓦斯株式会社の取締役、監査役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見に基づく、経営全般の監視と有効な助言を期待し、また、財務及び会計に関する知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、東邦瓦斯株式会社と当社とは、製品の販売、商品の仕入等の取引があります。
6. 当社は、築山宗彦、天田義孝、神田 靖の各氏が監査役に選任された場合、当社定款の規定に基づき、各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、築山宗彦、神田 靖の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても、監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として齋藤 勉氏を選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
さいとう つとむ 齋藤 勉 (昭和26年9月12日)	昭和52年4月 弁護士登録 昭和58年4月 齋藤法律事務所開設 平成17年6月 株式会社デンソー社外監査役 平成22年4月 愛知県弁護士会会長 平成24年6月 日本車輛製造株式会社社外監査役 平成27年6月 同社社外取締役 (重要な兼職の状況) 日本車輛製造株式会社 社外取締役 株式会社デンソー 社外監査役 愛知県人事委員会 委員長	0株

- (注) 1. 齋藤 勉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齋藤 勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 齋藤 勉氏は、弁護士の資格を有しており、また、他社監査役を務められ、長年の弁護士としての経験及び培われた法律知識、並びに豊富な経験と見識を当社の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、齋藤 勉氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、齋藤 勉氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第7号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）8名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額2,400万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

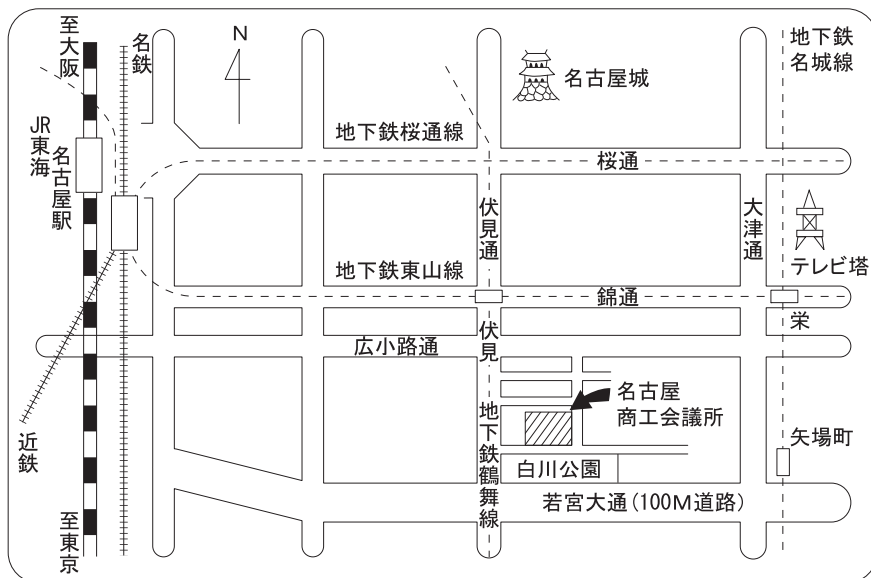
以 上

〈メ モ 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing.

A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, intended for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図



名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室
電話〈052〉223-5620